

II 労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題

4 最近の物価・所得の動向および定年退職者の生活問題

〔5101〕我が国の経済は、一進一退を続けながらも基調としては景気回復の道を歩みつつ安定成長への適応を模索している。しかし、雇用、賃金など労働経済面では相対的に回復が遅れ、勤労者の生活面にもさまざまな影響が及んでいる。高度成長期における雇用機会の拡大、賃金の大幅上昇は勤労者の生活水準の向上に大きな役割を果たしたが、石油危機以後雇用機会と所得の伸びの鈍化がみられ、勤労者生活の面にも新たな対応が求められている。このような状況の下で、今後勤労者生活の改善を図っていくためには、どのようなことが課題となるであろうか。最近の勤労者生活を取りまく諸条件の変化を探ることによって検討しよう。

II 労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題

4 最近の物価・所得の動向および定年退職者の生活問題

(1) 最近の物価・所得の動向

1) 最近の物価動向と問題

〔5102〕我が国の物価は高度成長期を通じて安定的に推移した。卸売物価についてみれば、先進国のなかで最も安定していたし、また消費者物価についても、卸売物価に比べれば相対的に上昇率は高かったが、比較的安定的に推移していた。しかし、47年秋以降物価は上昇し始め、48年秋の石油危機はそれを一段と加速することとなった。49年に卸売物価の上昇率は31.4%に達し、また、消費者物価の上昇率も24.5%となった。こうした物価の急騰も、その後政府の総需要抑制策が効果を発揮するにつれて次第に安定化し、52年における上昇率は、卸売物価は1.9%、消費者物価は8.1%にまで低下した。

〔5103〕48年から50年にかけて2けた台の上昇を続けた消費者物価は、51年に9.3%の上昇と4年ぶりに1けた台の上昇率となった。52年に入ってこの傾向は一段と進み、年初の8~9%台から、年央には7~8%台へ、年末には5~6%台の上昇へと急速に騰勢が鈍化した。消費者物価を特殊分類別にみると、商品、サービスの双方とも年を追って上昇鈍化がみられる。特に49年の物価急騰時に大幅に上昇した商品は50年に入って早くも1けた台の上昇率となり、その後も急速に鎮静化した(付属統計表第110表)。

〔5104〕商品のなかでは、農水畜産物、工業製品、出版物のいずれも上昇鈍化の傾向にあり、52年には1けた台の上昇率となった。特に工業製品のなかでは耐久消費財価格が急速に鎮静化し、51年、52年と1%台の上昇率となった。また、食料、繊維も着実に上昇率の鈍化がみられる。規模別では、大企業性製品で一貫して上昇率の鈍化がみられるのに対し、中小企業性製品は50年、51年と大企業性製品の上昇を下回ったが、52年に入ってからやや上昇率を高めた。

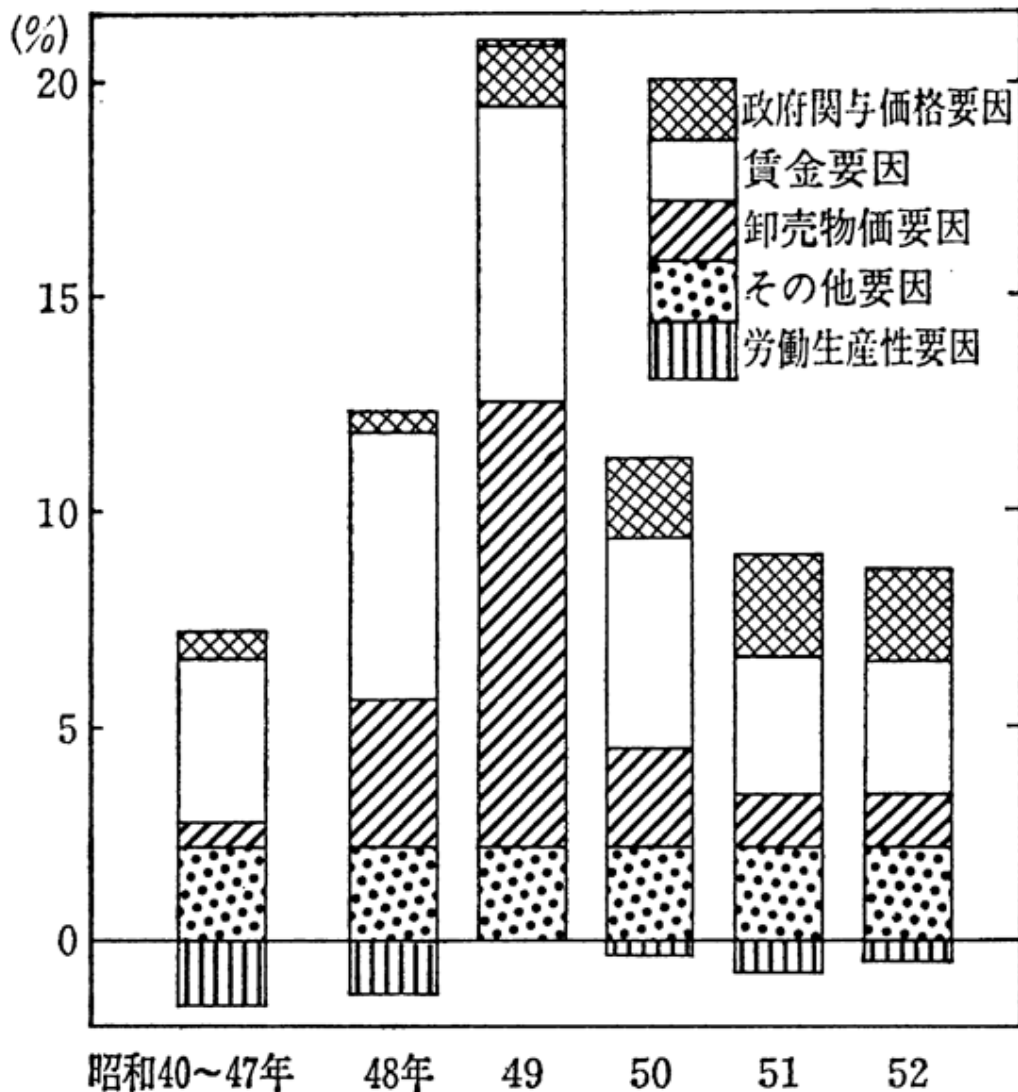
一方、サービスについては、個人サービス、外食が全体の物価動向と歩調を合わせて、着実に改善しているのに対し、民営家賃、公共料金は49年の物価高騰時に他の商品価格やサービス料金が軒並み20%を上回る上昇を示したなかで10%前後の上昇にとどまっていたが、50年以降、物価が安定化するなかでむしろ上昇率が高まっている。特に公共料金は、48~49年の物価高騰期に政策的に値上げが抑制され、その後追いとして物価が安定し始めた50年以後改定が行われ、52年には20%を超える上昇となった。このようなことから、消費者物価上昇に対する商品の寄与度は急速に低下する一方、サービスの寄与度はさほど低下せず、52年には商品の寄与度を上回った。

〔5105〕以上のように、50年以降、消費者物価は全体としてみれば着実に鎮静化の傾向にある。消費者物価関数によって、消費者物価の上昇が50年以降鈍化した要因をみると、卸売物価の鎮静化、賃金上昇率の鈍化をあげることができる。また、労働生産性の要因はそれほど変化せず、政府関与価格の寄与度はむしろ高まっている(第73図)。

〔5106〕このように50年以降の消費者物価の安定には、卸売物価の安定が大きく寄与している。卸売物価は、40年から47年にかけて平均1.5%の上昇ときわめて安定していたが、47年秋から過剰流動性などによる需給

第73図 消費者物価上昇の要因別寄与度

第73図 消費者物価上昇の要因別寄与度



資料出所 経済企画庁「国民所得統計」

総理府統計局「労働力調査」, 「消費者物価指数」

(注) 要因別寄与度は次式による (変数は前年同期比変化率)。

$$PC = 2.271 + 0.302PJ_{-1} + 0.284W - 0.162\left(\frac{V}{L}\right) + 0.125PP$$

(9.75) (6.43) (3.34) (4.14)

$$\bar{R} = 0.956, S = 1.33, DW = 1.66$$

計測期間 32年10~12月期から52年7~9月期

PC : 個人消費支出デフレーター, PJ : 民間在庫デフレーター (卸売物価代理指標), W : 1人当たり雇用者所得, V : 実質国民総生産, L : 就業者数, PP : 政府関与価格指数 (消費者物価指数の公共料金, 配給米, たばこ, 塩の合計)

ひっ迫に海外一次産品価格の上昇が加わって上昇し始め,48年には消費者物価の上昇率を上回る15.8%の上昇となった。また,48年秋の原油価格の大幅引上げの影響から49年には31.4%の上昇となった。その後総需要抑制策の浸透,景気停滞などから鎮静化し,50年には3.0%の上昇と上昇率は急速に鈍化した。51年に入って景気の回復

とともに再び騰勢が強まったが、同年秋から景気回復が緩慢化したのを反映して騰勢は弱まり、52年には年央以降下落に転じ、年平均では1.9%の上昇にとどまった。

〔5107〕 卸売物価の動向を特殊分類別にみると、生産財、資本財、消費財のいずれも50年以降大幅に上昇率が低下している。もっとも財別にみるとやや差があり、50年以降に値上げが持ち越された電力・都市ガスを含む燃料・動力や需要が相対的に堅調であった消費財は、非耐久消費財を中心にやや高い上昇を示した。これに対し、設備投資不振の影響を受けた建設材料や資本財の上昇率は低い。

〔5108〕 48,49年に高騰した卸売物価が50年以後急速に安定したのは、第74図にみるように、需給要因、コスト要因、海外要因のいずれもがこれを安定させる方向に作用したことによる。

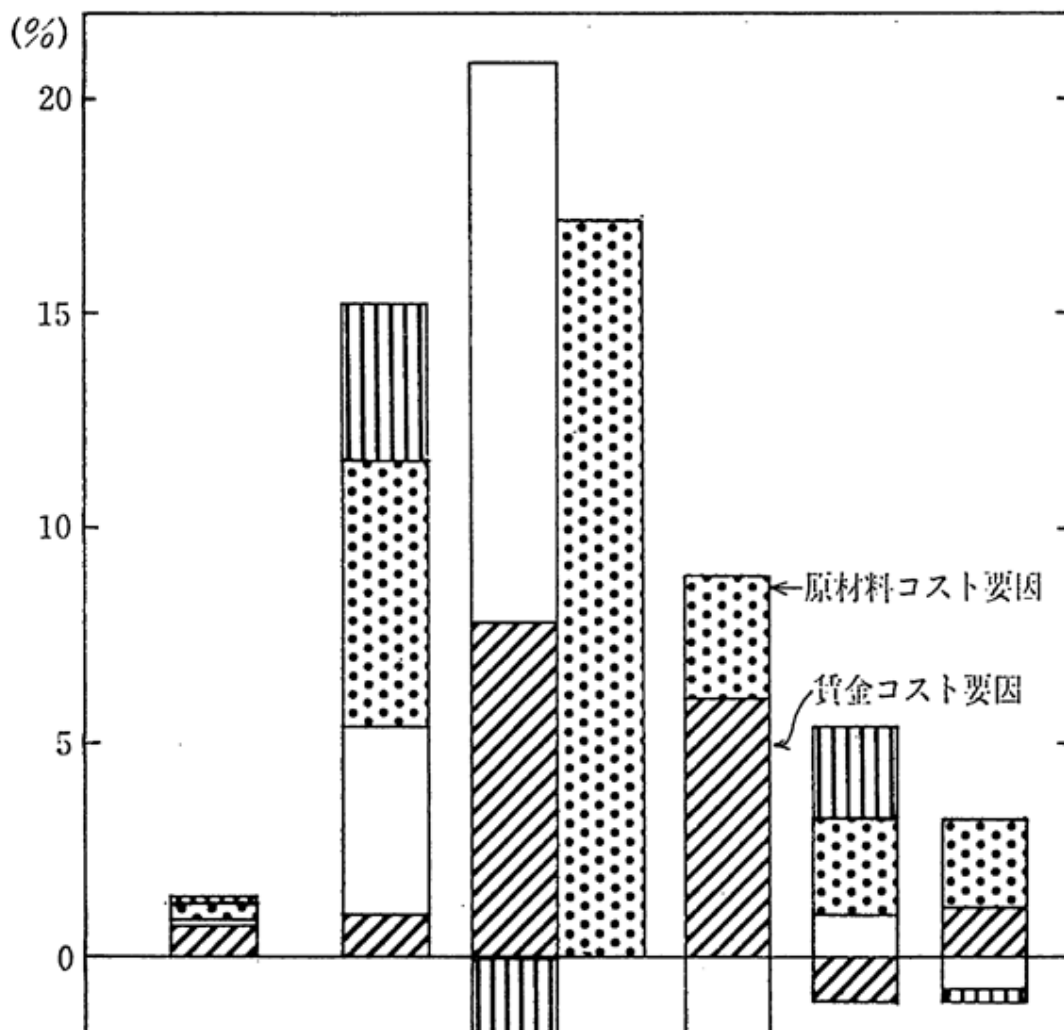
経済企画庁「国民所得統計」によると、51年央以降伸び悩んでいた最終需要は、52年に入ってやや持ち直す動きがみられたが、夏以降再び伸び悩んだ。工業製品(卸売物価の構成品、目の81;26%一を占める。)価格と密接な関係がある工業製品在庫率指数(50年=100)は、景気の谷の50年1~3月期に108.9にまで高まったあと、景気、回復を反映して51年7~9月期には87.9にまで低下したものの、その後需給改善の足取りが弱かったことから再び在庫が増加したため上昇に転じ、52年に入ってからも上昇を続けた。このため、引き続き在庫調整が行われ、卸売物価は低迷した。

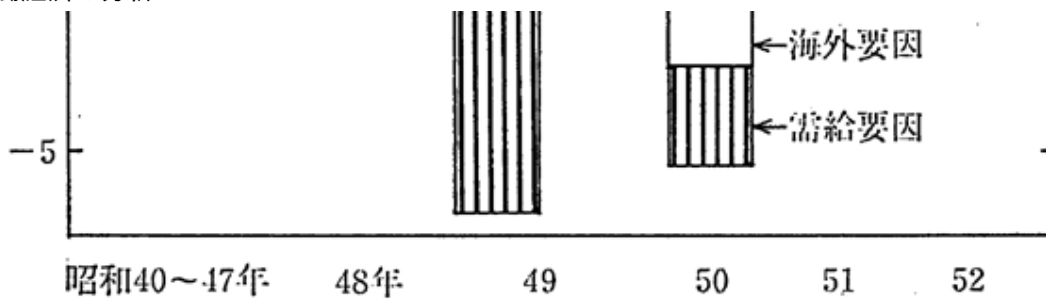
加えて、次にみるように52年には円相場が急騰し、このことがドル建の輸出入品価格の下落と、海外市況に応じて国内の建値が決められる非鉄金属など海外関連品の価格の下落をもたらした。

〔5109〕 昭和48年2月に変動相場制に移行して以来、為替レートの変動の影響が物価に及ぶようになったが、52年には円相場が急騰し、物価への影響を強めた。

第74図 卸売物価上昇の要因別寄与度

第 74 図 卸売物価上昇の要因別寄与度





資料出所 労働省「毎月勤労統計」、通産省「生産動態統計」
日本銀行「卸売物価指数」、「輸出入物価指数」

(注) 1) 推計値および要因別寄与度は次式による(計測期間は41年1～3月期から52年10～12月期)。

$$WPI = 18.80 - 0.194Z + 0.169M + 0.167C + 0.522G_{-1} + 4.306D$$

(-6.99) (3.35) (7.61) (7.17) (7.15)

$$\bar{R} = 0.998, S = 1.112, DW = 1.35$$

2) WPI : 卸売物価指数, C : 賃金コスト指数(雇用指数×定期給与指数/生産指数), Z : 工業製品在庫率指数(需給要因), G : 製品原材料物価指数(1期ラグ), M : 輸入物価指数(海外要因), D : 石油危機に対応したダミー変数(48年10～12月期および49年のみ1.0)

円相場(円/ドル,直物,月中平均)は,50年,51年はおおむね290～300円で推夢したが,52年に入って我が国の国際収支の好調を背景にジリ高となり,1月の291.08円から6月には260円台へと上昇した。その後9月まで比較的落ち着いて推移したあと,10月以降,引き続き輸出が好調であったうえに為替投機も加わって急騰し,12月には241.30円となり,年間18.1%(欧州方式)の大幅上昇となった。

[5110] 原材料を含むすべての輸入品の価格が円相場に比例して下落し,産業連関的波及を通じて各段階の生産活動のコストを下落させ,それがそのまま価格の下落に反映されるとした場合,どの程度の効果があるかを,仮に昭和45年の産業連関表を用いて試算してみると,卸売物価の場合,製造原価に占める輸入原材料費等,輸入品への支出金額は3割弱であり,したがって円相場10%の上昇は,産業連関的波及がスムーズに行われるとすれば卸売物価を3%弱下落させることとなる。これに対し,消費者物価の場合,円相場10%の上昇は,消費者物価を1%弱下落させると試算される(付属統計表第111表)。

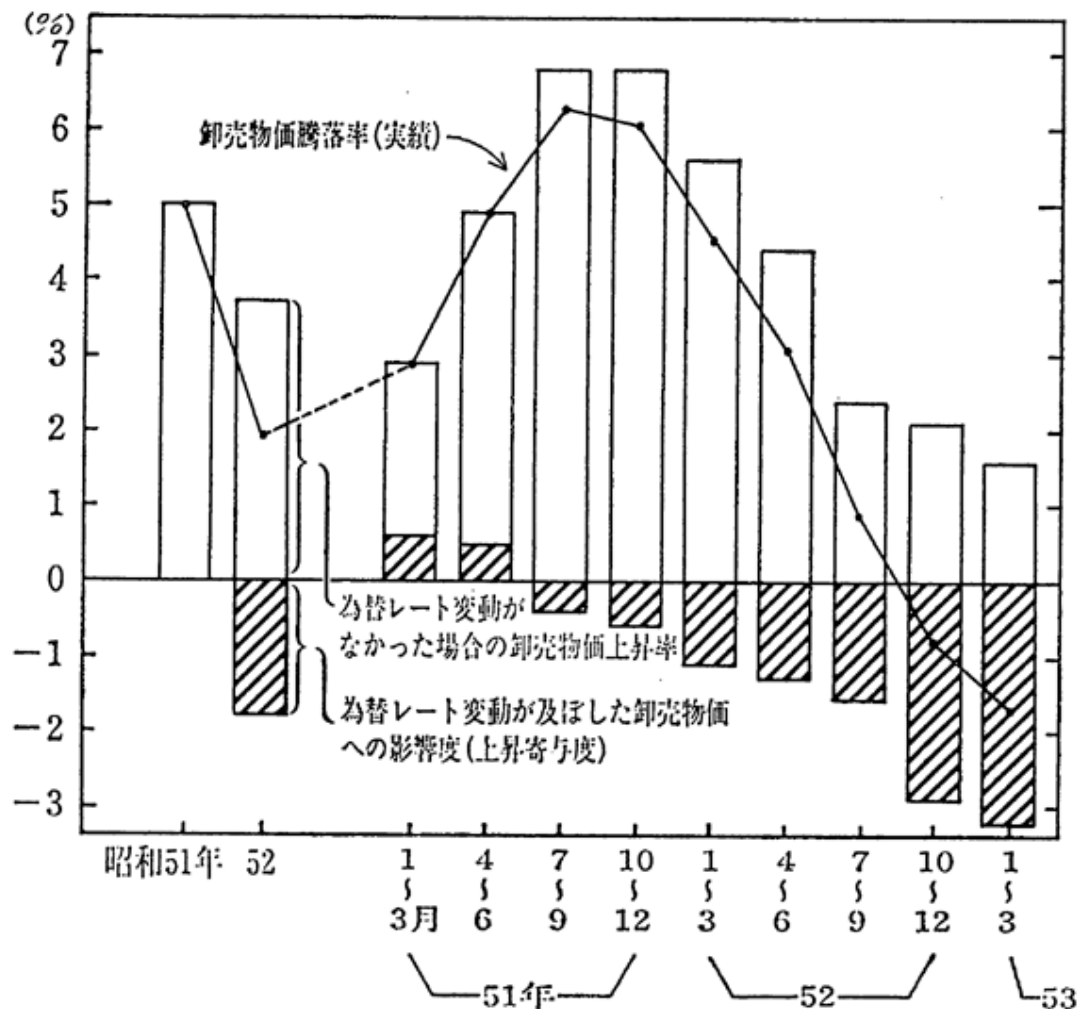
[5111] 円高が実際の物価にどのような影響を及ぼしたかを,卸売物価と消費者物価についてみよう。52年に卸売物価は1.9%の上昇にとどまったが,その上昇寄与度を国内品,輸出入品別にみると,国内品は2.7%であるのに対し,円高の影響によって輸出入品は0.8%のマイナスであった。このうち円高が卸売物価を直接どれだけ引き下げる効果があったかを,輸出入品目のウェイト,ドル建て比率などを加味して試算してみると,その効果は1.8%程度になる。したがって,円高がなかった場合,52年に卸売物価は3.7%上昇したとみられる(第75図)。

消費者物価について,円高の影響をみると,我が国の輸入のうち約70%は素原材料で占められており,消費財は約20%を占めるにすぎないこと,また,消費者物価指数の品目構成上直接的な輸入品がきわめて少ないことから,円高の効果は間接的なもの,つまり卸売物価を通じるものが中心になると考えられる。

第75図 卸売物価に与えた円高の影響

第75図 卸売物価に与えた円高の影響

(前年同期比)



資料出所 日本銀行「卸売物価指数」

(注) 1) 為替レート変動要因の算出は次のとおり。

$$\frac{WPI - (0.0942 (\omega P_1 + (1-\omega)P_1/r) + 0.1039P_2/r + 0.8019P_3)}{WPI_{-1}} \times 100$$

P_1, P_2, P_3 : それぞれ輸出品, 輸入品, 国内品に分けた卸売物価指数で, ウェイトはそれぞれ9.42%, 10.39%, 80.19%である。

ω : 輸出品の円建円決済比率 (0.2)

r : 為替レート (円/ドル) の対前年同期比変化率

WPI_{-1} : 卸売物価指数総平均 (前年同期)

なお, 円建契約以外にマルク建, ポンド建があるがウェイトが小さいのですべてドル建とみなした。

2) いずれも為替レートが前年同期と同水準であるとした場合と比較している。

3) 為替レートは, 対ドル直物翌日渡し (インターバンク中心相場)

最近の動向についてみると, 上記のような卸売物価の鎮静化を通じて, 円高の効果は漸次消費者物価に波及していると考えられる。輸入消費財の価格動向について経済企画庁第2次「輸入品価格動向調査」(53年2月)によってみると, 調査対象33品目のうち, 52年間に輸入価格が下落した21品目のうち小売価格が下落したのは15品目の

ぼっている(付属統計表第112表)。これを第1次調査(52年8月)と比べると、円建てでみた輸入価格が下落している品目や、小売価格が下落した品目が増加していることから、円高の効果は小売価格の面にも徐々に現れつつあるといえよう。

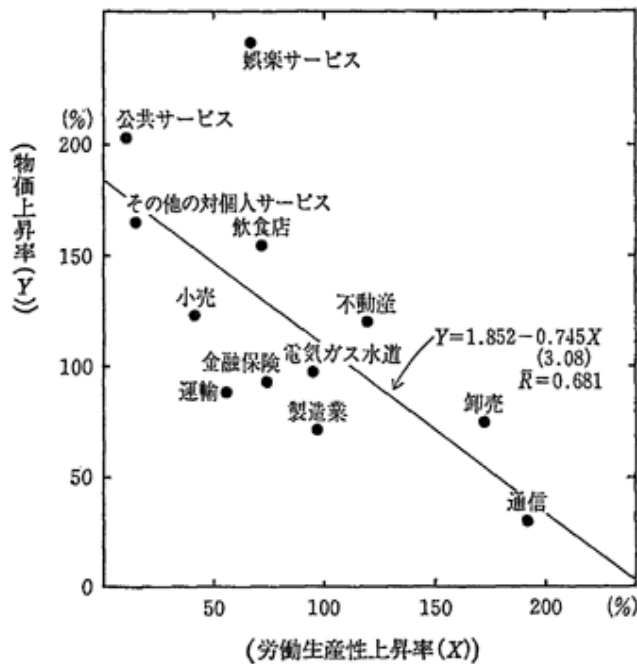
また、通産省の調査によって、輸入業者から消費者へいたる流通段階数や流通マージン幅を欧米諸国と比べた場合、我が国の方が複雑でかつ大きい、これは我が国の小売業が零細であることなどによるものと考えられる(付属統計表第113表)。したがって、今後、円高の効果を一層消費者物価に反映させていくためには、流通機構の合理化等を推進していくことが必要である。

〔5112〕 50年以降、物価が全体として安定化するなかで、サービス関連の物価は根強い上昇を続けている。経済のサービス化が進んでいることもあって、このようなサービス価格の動向が注目されている。

やや長期的にサービス価格の推移をみると、消費者物価が比較的落ち着いていた40~47年間の平均上昇率は6.3%で、商品価格の上昇率5.0%を上回っていた。このようにサービス価格の上昇率は、これまでも商品価格の上昇率を上回っていたが、40~47年間の両者の差は1.3ポイント程度であった。これに対し、52年には商品価格とサービス価格の大幅なかい離がみられた(7.5ポイント差)。もっとも、サービス価格のうち、政府や地方公共団体が料金の決定や改定に直接に関与する公共料金を除いてみると、40~47年間についてもその上昇率は年率8.0%となっており、商品価格の上昇率との差が拡大する。48年、49年の物価高騰期には従来の傾向とは異なり、商品価格の上昇率がサービス価格の上昇率を上回った。これは、サービス価格の中で大きな比重を占める公共料金の値上げが政策的に抑制されたためである。公共料金以外のサービス価格は、この間においても消費者物価全体の上昇率を上回るスピードで上昇を続けた。

第76図 労働生産性上昇率と物価上昇率

第76図 労働生産性上昇率と物価上昇率 (昭和40~50年)



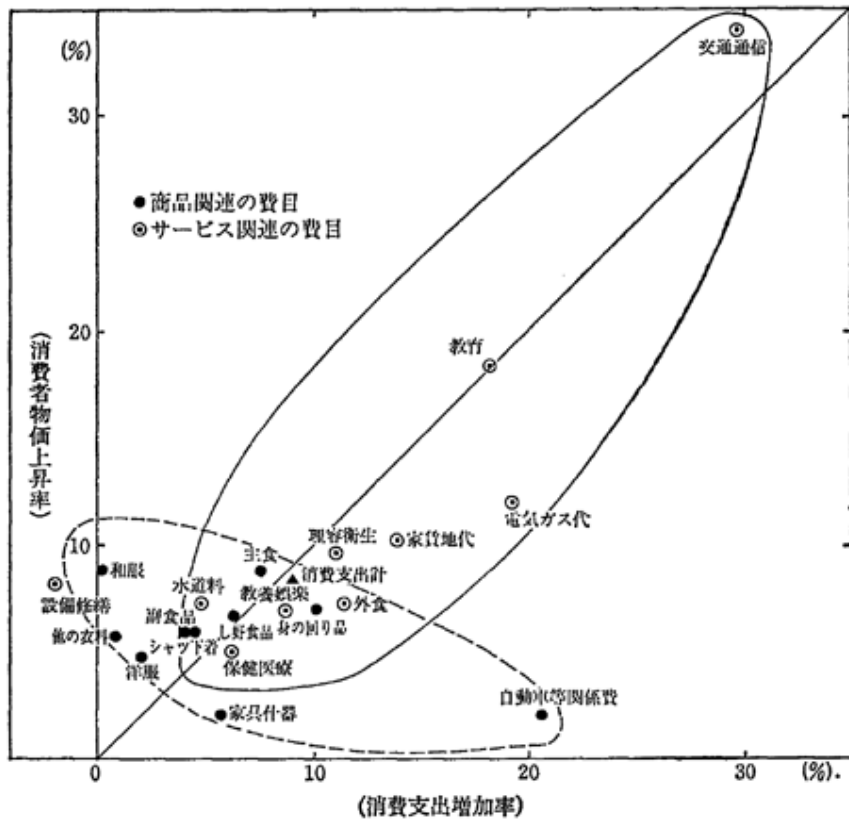
資料出所 行政管理庁他「昭和35—40—45年接続産業連関表」
 通産省「昭和50年産業連関表(延長表)」
 総理府統計局「国勢調査」

〔5113〕 このように、サービス価格は商品価格を上回って上昇する傾向がみられるが、これは、コスト面から、また需要面から価格上昇圧力が強いからである。まず、コスト面についてみると、サービス関連業種には小規模企業が多く、労働集約的で資本装備率も低く、そのため労働生産性の上昇幅が小さい。したがってコスト上昇を吸収する力が製造業部門に比べて小さい。40年から50年にかけての価格上昇率と労働生産性上昇率とを産業別にみると、卸売業・通信業等では製造業を上回る労働生産性の上昇が見られ、価格上昇は小幅にとどまったが、サービス関連業種では概して製造業に比べて労働生産性の上昇幅が小さく、その結果、価格上昇率も大きかった(第76図)。

〔5114〕 また、サービスに対する需要が比較的堅調に推移していることも、サービス価格の引上げを可能としている。家計消費支出に占めるサービス支出の割合は、40年の33.1%から52年には41.4%へと一貫して高まっており、しかも所得の鈍化がみられた49年以降においても着実に上昇している。52年の費目別消費者物価上昇率と消費支出増加率との関係を見ると、商品関連の費目では、価格上昇率の高い費目で消費支出の増加率が小さく、価格上昇率の低い費目では、消費支出の増加率が大きいという関係がみられる。これに対し、サービス関連の費目では、外食、教養娯楽や設備修繕など随意的費目の支出では商品支出と似たような動きであるが、生活必需的色彩の濃い教育、家賃地代、理容衛生、保健医療等の費目では価格上昇に関係なく支出される傾向がみられ、サービス関連費目への支出は、消費者物価上昇率を上回って増加している(第77図)。

第77図 消費者物価上昇率と消費支出増加率

第77図 消費者物価上昇率と消費支出増加率 (昭和52年)



資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」, 「家計調査」

(注) 消費支出増加率は全世界ベースである。

〔5115〕 最近消費者物価は安定しているが、高度成長期の40~47年間の年平均上昇率は5.4%であったのに対し、52年の上昇率は8.1%と上昇率はなお高い。特殊分類別に消費者物価の動向を高度成長期と比較すると、全体的にどの費目でも上昇幅が大きくなっているが、商品価格は0.4ポイント差と比較的小さいのに対し、サービス価格は6.6ポイント差と大きく、特に公共料金は17.1ポイントも差がある。このような高度成長期と比較した上昇率の差の背景を消費者物価関数によってみると、最近、1)賃金の影響は小さくなっており、賃金コスト要因(賃金要因プラス労働生産性要因)としてみるとそれほど差がないこと、2)卸売物価は落ち着いたとはいえその波及効果は大きいこと、3)政府関与価格の寄与度が大きくなっていることを指摘できる(前掲第73図)。

〔5116〕 高度成長期の物価動向の特徴は、消費者物価と卸売物価の上昇率がかい離したことである。しかし、51年、52年における両者のかい離幅は5.2ポイントとむしろ40~47年間の3.9ポイントを上回っている。このように最近でも消費者物価と卸売物価の上昇率がかい離するのは、消費者物価には上昇率の大きいサービス料金が含まれるのに対し、卸売物価には景気回復の遅れを反映して価格が低迷した生産財、資本財が含まれるなど両物価指数の構成目目が違うからである。双方に共通の品目を取り出すと、高度成長期と同じように51年、52年とも両者の上昇率に大差はない(第78図)。

サービス部門の拡大は、景気の動向にかかわらず消費者物価の安定が、むずかしくなってくることを示してい

II 労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題

4 最近の物価・所得の動向および定年退職者の生活問題

(1) 最近の物価・所得の動向

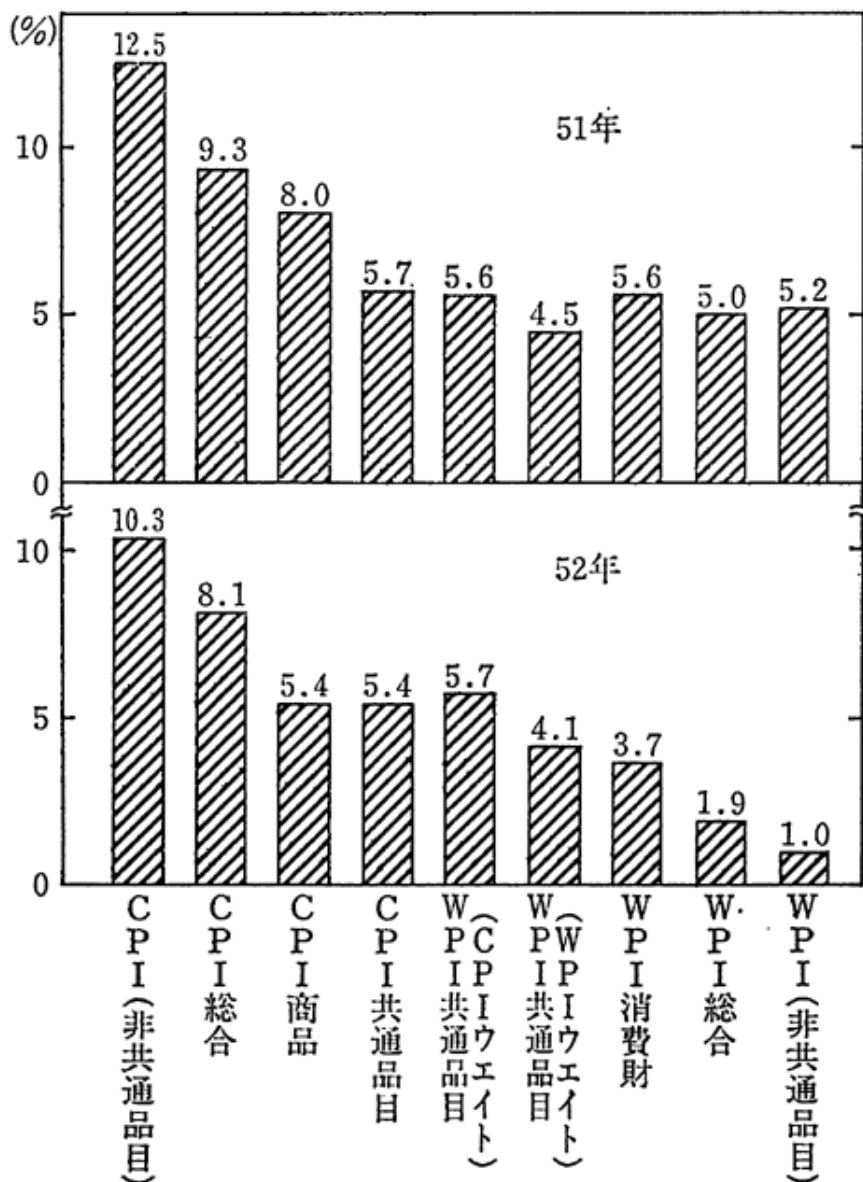
2) 実質所得の伸びの鈍化とその影響

〔5117〕 勤労者家計の実質可処分所得は、高度成長期には年率5.7%増と急速な増加をみたが、49年以降年率0.8%増と伸び悩んだ。勤労者家計の実質所得の伸びの鈍化は、勤労者家計および経済全体にさまざまな影響を及ぼしている。

〔5118〕 勤労者家計の実質消費支出は、実質所得が順調に伸びた40～48[年間]においては、年率4.9%増であったが、実質所得の伸びが鈍化した49年から52年にかけては年率0.7%増と大幅に伸びが鈍化した。

第78図 消費者物価と卸売物価のかい離の背景

第78図 消費者物価と卸売物価の乖離の背景
(前年比)



資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」

日本銀行「卸売物価指数」

(注) 共通品目とは、消費者物価指数、卸売物価指数に共通する品目のことである。共通品目のウェイトは、消費者物価は47.26%、卸売物価は27.03%である。

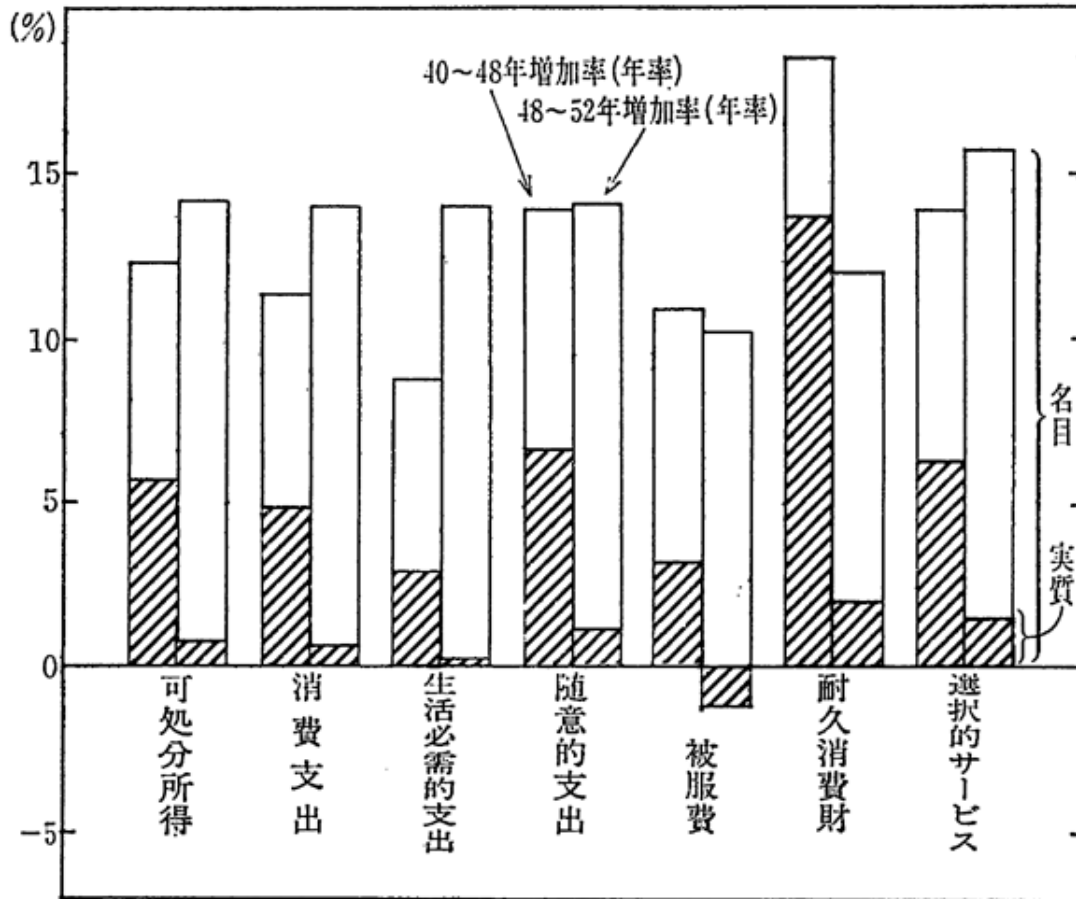
[5119] 実質消費支出の動きを支出項目別にみると、40~48年間には随意的支出の伸び(年率6.6%増)が生活必需的支出の伸び(同2.9%増)を大きく上回った。この間の高い消費支出の伸びは、随意的支出、特に耐久消費財への支出(年率13.7%増)が中心であった。48年から52年の間についてみると、生活必需的支出、随意的支出ともそれまでの伸びが大きく鈍化した。なかでも随意的支出の伸びの鈍化が著しく、高度成長期を通じて大きく伸び、消費面から高度成長を支える役割を果たした耐久消費財への支出もかなりの鈍化をみた。また、比較的堅調に伸びていた選択的サービスへの支出も伸びが鈍化した(第79図)。

[5120] 所得増加の鈍化の影響は、家計の消費態度の面にも現れている。貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(52年)によって家計支出の節約についての考え方をみると、「引き続き節約に努める」、「これまでは節約はしていなかったが今後は節約に努めるつもり」の両者を合わせると83.3%にのぼっている。節約に努める理

由としては、「景気の状態からみて今後は大幅な所得の増加が望めそうもないから」(22.1%)、「家計のやりくりがむずかしくなったから」(20.8%)と所得増加の鈍化をあげる者が多い。

第79図 支出の性格別にみた消費支出増加率

第79図 支出の性格別にみた消費支出増加率
(全国勤労者世帯)



資料出所 総理府統計局「家計調査」, 「消費者物価指数」

(注) 第I部第13図に同じ, ただし, 選択的サービスとは同図のレジャー的支出に損害保険料, 負担費, 設備修繕費を加えたものである。また, 随意的支出とは, 被服費プラス耐久消費財プラス選択的サービスである。

[5121] また, 所得の伸びの鈍化は, 借入金によって住宅等の財産を購入した世帯に対し, その返済圧力を強めている。住宅金融公庫「一般個人住宅建設資金利用者調査」によれば, 公庫資金を利用して持家を建設した人の場合, 建築工事費のうち借入金に依存した割合は, 45年の59.3%から52年には71.3%へと高まっている。勤労者世帯全体でも, 可処分所得に対する土地家屋の借金返済額の比率は, 45年の1.2%から52年には2.8%へと高まっている。

住宅建設を行った家計について, 借入金返済額の可処分所得に占める割合を試算すると, 45, 46年に建設を行った世帯と土地価格や建築費の高騰がみられた47年以後に建設した世帯との間に差がみられる。加えて, 48年, 49年にみられた所得の大幅上昇は, それ以前に住宅を建設した世帯の返済負担を軽減したのに対し, 所得の伸びが鈍化し始めた49年以後に返済を開始した世帯に対しては, 返済負担の軽減を小さいものにとどめている。借入金の返済に伴う実質可処分所得の落ち込みの程度および実質可処分所得の水準が住宅建設前の水準にどのように復帰して

いったかを見ると、48年以後に住宅を建設した世帯では、返済1年目の実質可処分所得の落ち込みが大きく、また、所得の増加が鈍化してきたことから実質可処分所得の回復に遅れがみられる(参考資料11「住宅建設に伴う借入金返済の状況について」参照)。

〔5122〕 実質所得の伸びの鈍化は、家計支出を通じて個人消費支出や民間住宅投資の動向に影響を与えている。国民所得に占める雇用者所得の割合は、雇用者比率の上昇を反映して35年の50.2%から51年には63.7%にまで高まった。雇用者世帯の家計支出が国民経済に与える影響は、その分高まったといえる。

他方、国民総支出(GNP)に占める個人消費支出の割合は、130年代後半には55.3%であったが、40年代前半には53.4%、46～48年間には51.7%と高度成長の過程で低下した。これは、消費支出の伸びも堅調であったが、それ以上に民間設備投資や輸出が伸びたからである。

しかし、今回不況の回復過程では民間設備投資の落ち込みが著しかったことから、国民総支出に占める個人消費支出の割合は上昇し、52年には56.6%となった。

〔5123〕 このよう、個人消費支出は、国民総支出に占める割合が大きいこともあって、その動向は経済全体の動きに大きな影響を及ぼす。これまでの推移をみると、個人消費支出は景気停滞期においても着実に増力1して経済の安定に寄与してきた。経済企画庁「国民所得統計」によって、国民総支出を構成する各項目の前期比増減率の変動係数を今回不況からの回復過程についてみても、国民総支出は0.693であるのに対し、個人消費支出は0.503と相対的に小さく、また不況期における各最終需要項目別の国民総支出の増加寄与度をみると、個人消費支出は40年、46年不況期には寄与度が最も大きかった。

〔5124〕 今回不況の谷からの回復過程における国民総支出の動きを4半期別にみると、50年1～3月期から51年1～3月期までの1年間は比較的順調な増加がみられた。しかし、その後51年4～6月期以降10～12月期までは景気の中だるみの状態がみられ、個人消費支出も緩慢な伸びとなった。52年に入ってから前半には伸びを高めたが、年末以降再び伸び悩んだ。51年後半の景気中だるみについては、需要項目別にみると政府投資の不振に加え、個人消費支出の鈍化が影響しており、また、52年後半の景気回復鈍化にも輸出の頭打ちに加え、個人消費支出の低迷の影響が大きい(付属統計表第114表)。このように、個人消費支出の動きが景気回復の動向に大きな影響を及ぼしている。51年後半と52年後半の個人消費支出の伸び悩みは、実質所得の伸びが鈍化したことが基本的な要因であるが、このほか景気回復がはかばかしくなかったことや、52年秋以降には円高による先行き不安などを反映して、消費態度が盛り上がらなかったことにもよる。

〔5125〕 経済企画庁「消費動向調査」によれば、消費者態度指数は今回不況の回復過程で順調に上昇し、51年5月には103.4(52年6月=100)となったがその後低下へと転じ、51年11月には91.3にまで落ち込んだ。52年に入ってからには上昇に転じ、6月には100.0となったものの、その後さらに低下するなど一進一退の動きをみせている。このような消費者態度の動向などを反映して、消費性向(勤労者世帯)は49年の75.7%という低い水準から、その後物価の鎮静化や景気回復がみられたことに伴って上昇に転じ、50年には77.0%、51年には77.4%とほぼ48年の水準(77.5%)にまで回復した。しかし、52年にはこのような上昇の動きがとまり、ほぼ51年並みの77.2%にとどまった(第80図)。

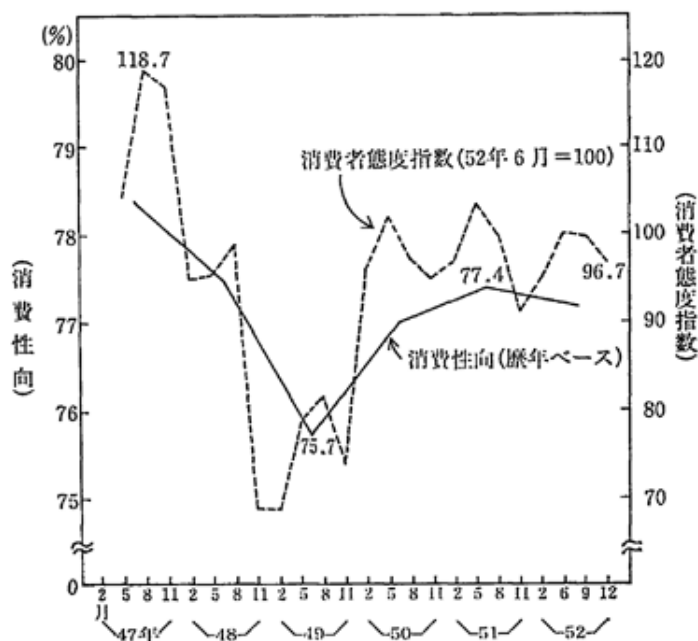
〔5126〕 また、民間住宅投資の国民総支出に占める割合は、長期的に高まる傾向がみられ、30年代後半の4.8%から40年代前半には6.2%へ、そして48年には8.4%に達した。その後やや落ち込んだが、52年には6.9%を占めている。この結果、個人消費支出と民間住宅投資を合わせた広義の家計支出の国民総支出に占める割合は、52年には63.5%に達している。

全国の住宅数は48年現在約3,100万戸で、全都道府県で世帯数を上回った。また、質的にも次第に改善されつつあるが、いまなお住宅の広さや住宅設備の面では欧米先進諸国に比べると立ち遅れている。居住水準の高い住宅の建設は重要な課題であり、また、住宅建設の促進は景気対策の一環としても大きな比重を占めるようになってきている。

〔5127〕 新設住宅着工戸数は、48年に191万戸と高水準に達したが、49年には132万戸と大幅に減少し、その後、50年136万戸、51年152万戸と回復へ向かった。しかし、52年には151万戸と前年比で微減となった。このように、51年かなりの増加をみた住宅着工が52年に減少したのは、公的資金による住宅着工が景気対策による公庫融資枠の拡大により8.4%増となったのに対し、民間資金による住宅着工が4.3%の減少をみたためである。最近の住宅建設需要は、緊急度の低い建て替え需要などの割合が高まっているほか、住宅建設に際して借入金依存度が高まっていることから、借入の可能性や条件、返済能力などそのときどきの金融情勢とか所得動向の影響を受けやすくなっている。52年に民間資金による住宅着工が減少したのも、こうした状況のもとで、景気回復テンポの鈍化から勤労者が住宅取得に慎重にならざるを得なかったためと思われる。住宅建設を促すうえで、所得水準の安定的な向上が基本的な条件であるといえよう。

第80図 消費性向と消費者態度指数

第 80 図 消費性向と消費者態度指数



資料出所 総理府統計局「家計調査」
経済企画庁「消費動向調査」

(注) 消費者態度指数の作成方法は、1年先の暮しむき、1年先の国内景気、耐久消費財の買い時の判断など、消費者の意識の10項目について、各項目ごとに家計の消費行動に対してプラス、中立、マイナスの影響を及ぼすと考えられる回答分布(%)に、それぞれ+1, 0, -1の評点を与え、それらを合計して個別の意識指標を作成する。

次に、これらの個別指標を単純平均して、それに100.0を加えたものを52年6月時点を基準(100.0)として指数化する。

したがって、この指数が上昇すれば消費態度の好転を、低下すれば悪化を示す。

II 労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題

4 最近の物価・所得の動向および定年退職者の生活問題

(2) 定年退職者の生活問題

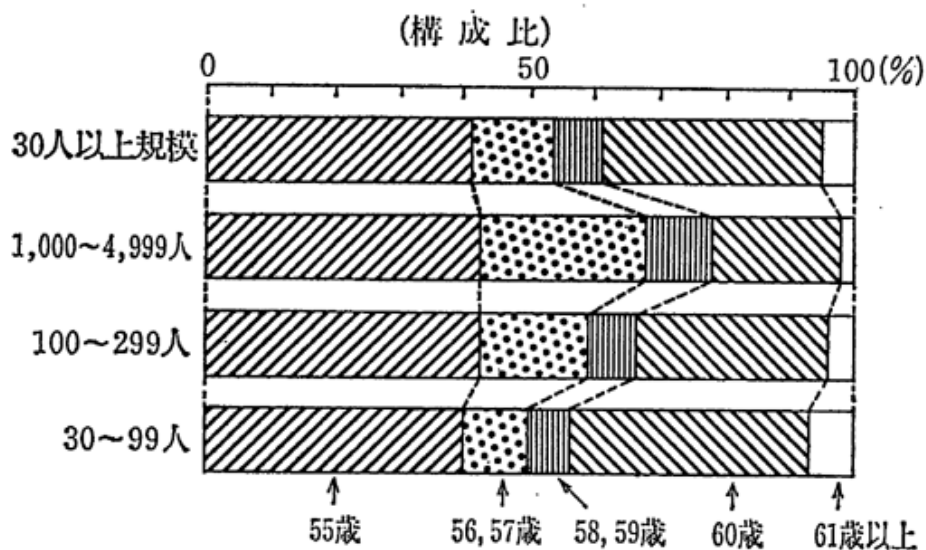
〔5201〕 企業内労働者の高齢化に伴って、定年退職者が増加している。しかし、勤労者の定年退職後の生活は厳しく、その安定を図ることが重要な課題となっている。

「雇用管理調査」によって定年制の実施状況を見ると、定年制を設けている企業は、53年1月現在で全企業の77%に達している。定年制の決め方としては一律定年制が71%と大部分を占め、男女別定年制は23%、職業別定年制は4%である。一律に定年年齢を定めている企業における定年年齢をみると、55歳とする企業は41.3%、56～59歳は19.4%、60歳は33.7%、61歳以上は4.8%となっている(第81図、付属統計表第115表)。

このように55歳永年婚実施する企業が最も多いが、長期的にみると55歳定年を実施する企業は漸次減少し、一方58歳以上の定年を実施する企業が徐々に増加するなど定年年齢の延長が図られる傾向にある。

第81図 一律定年制企業における定年年齢

第 81 図 一律定年制企業における定年年齢（昭和53年）



資料出所 労働省「雇用管理調査」

〔5202〕 以上のように、長期的には定年年齢の延長が図られているが、そのテンポは最近やや緩慢化している(付属統計表第115表)。今回不況期についてみれば、49,50年の2年間に一律に定年年齢を延長した企業の割合は4.4%で、また51,52年の2年間でも4.5%と、46～48年の3ヶ年間における10.9%と比べて減少している。

〔5203〕 定年年齢の延長と並んで勤務延長、再雇用など継続雇用制度を採用する企業も増加する傾向にあり、なんらかの形で高年齢労働者の雇用安定を図る工夫がなされている。定年制をとる企業の79%は再雇用制度、勤務延長制度のいずれか、またはその両方を制度化しているが、大企業では再雇用制度を、また中小企業ではそれと並んで勤務延長制度をとる企業の割合が多い。

このように、定年延長に代る方法として継続雇用制度は広く普及しているが、継続雇用労働者の賃金などの労働条件の取り扱いを定年年齢を境に変更するのが一般的である。とりわけ再雇用の場合には定期昇給やベースアップの実施、賞与などの支給条件が低下することが多く、「賃金下がる」とする企業は、定年延長者の場合8%、勤務延長者の場合20%であるのに対し、再雇用者の場合には59%である。

〔5204〕再雇用、勤務延長制度を実施する場合、その対象となる労働者は「会社が認めた者に限る」とする企業が約7割と多く、希望者全員を再雇用、勤務延長する企業は3割前後と少ない。いま、関西経営者協会調べ「定年制度の実態」によって、継続雇用制度のある企業の定年退職者について、継続雇用の状況を見ると、定年退職者総数に占める継続雇用された者の割合は51年で45.8%(再雇用43.7%、雇用延長2.1%)となっている。この比率は、高度成長期の45年には55.0%であった。特に製造業についてみると、45年の59%から51年には43%へと大幅に低下していて、継続雇用制度が経済変動の影響を受けやすい制度であることがうかがわれる。

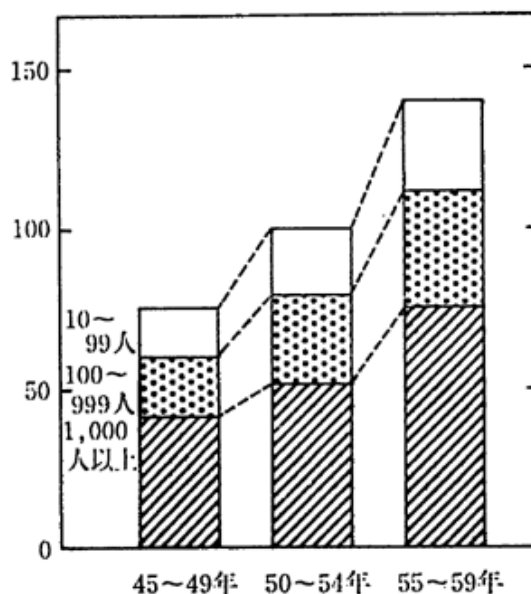
〔5205〕各国の状況を見ると、アメリカの民間企業では、ほとんどの企業が65歳を退職年齢としている。しかし、労働者がこの時点で退職するか働き続けるかを選択する余地が残されている企業が多い。なお、53年4月には加入以上規模の民間企業について、年齢のみを理由として労働意欲のある従業員を70歳までは解雇できないという条項を盛り込んだ「年齢による雇用差別禁止法」の改正法が成立した。他方、労働組合側には、65歳まで待つことなく、企業年金の支給が受けられるよう早期退職制度を導入しようとの動きがみられる。また、イギリスでは一般に社会保障法に基づく年金受給開始年齢(男子65歳、女子60歳)が退職年齢となっている。西ドイツでは労働協約、就業規則には一般に退職年齢の定めがなく、雇用終了には本人の同意が必要とされているが、年金保険法などに基づく年金受給開始年齢(男子65歳、女子60歳)が事実上の退職年齢とされている。1973年には早期退職制度が導入され、拋出期間が35年を超える者には、63歳で退職した場合でも公的年金の受給資格が与えられることとなった。

〔5206〕定年退職者は、企業内労働者の年齢構成が高齢化するにつれて着実に増加している(第2章1節参照)。現行の定年制のもとで、定年退職者数が今後どのように推移するかを試算すると、50~54年間平均の退職者数を100として、55~59年間には141と急速に増加するとみられる(第82図)。

〔5207〕総理府統計局「家計調査」によって、定年退職者が数多く含まれていると思われる世帯主年齢55歳以上の高齢労働者の家計収支をみると、収入面では、世帯主収入の家計実収入に占める割合は世帯主の年齢が55歳を超えると急速に低下する。これは、世帯主収入の水準が55歳を境に低下することのほか、世帯の成熟化に伴って子弟が就業することにより、他の世帯員収入が増加すること、社会保障給付費が増加することなどによる。しかし、長期的にみると、55歳以上層世帯の実収入に占める世帯主収入の割合は高まる傾向にある。世帯主年齢55~59歳層、60~64歳層の家計実収入に占める世帯主収入の割合は、昭和47年にはそれぞれ72.9%、66.2%であったが、52年にはそれぞれ74.4%、68.7%へと高まっている。このような世帯主収入への依存度の高まりは、主として世帯人員の減少から有業人員が減少していることになる。

第82図 定年退職者数の推移

第 82 図 定年退職者数の推移
(昭和50～54年=100)



資料出所 労働省労政局労働経済課推計

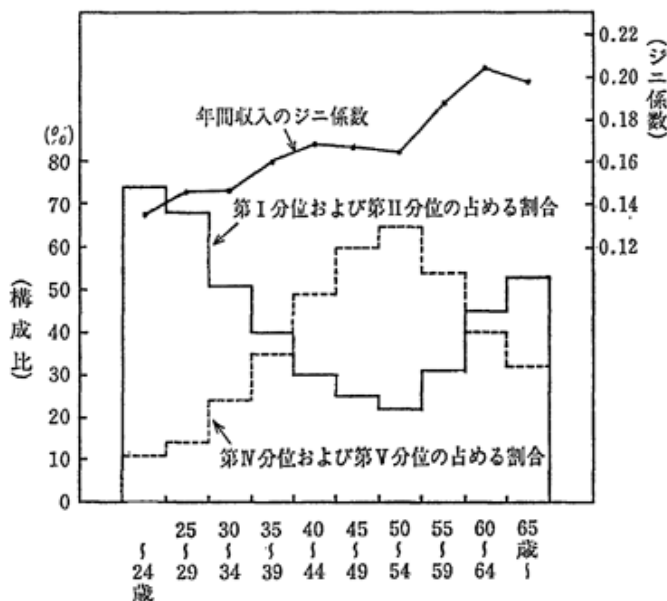
(注) 参考資料 12. 「定年退職者数の将来推計について」参照

〔5208〕 また、55歳以上の高年齢者世帯は、55歳未満の層と比べて世帯間の収入の差が大きい。世帯主の年齢階級別に世帯の年間収入五分位階級別世帯分布をみると、50～54歳層では所得が最も高い階層(第V分位)、その次に高い階層(第IV分位)に所属する世帯の割合は65%ほどであるのに対し、相対的に所得の低い階層である第I分位、第II分位に所属する世帯の割合は22%である。これに対し、55～59歳層、60～64歳層については、第IV、第V分位に所属する世帯の割合はそれぞれ54%、40%、第I分位、第II分位に所属する世帯の割合はそれぞれ31%、45%となっている。このように55歳を超えた年齢層では、高所得層と低所得層にそれぞれかなりの世帯が分布しており所得格差が大きい。いま年齢階級別に収入分布の不均等度を示すジニ係数を計算すると、25～29歳層から50～54歳層までは0.147～0.168の間にあるのに対し、55～59歳層では0.187へと高まり、60～64歳層では0.204とさらに高まる(第83図)。

〔5209〕 消費支出面についてみると、50～54歳層と比較して55～59歳層では、食料費、住居費、光熱費の割合が大きくなり、被服費、雑費の割合が低下するなど、生活必需的支出のウェイトが高まって随意的支出のウェイトが低下する傾向がみられる。

第83図 世帯主の年齢階級別にみた年間収入五分位階級構成比および年間収入のジニ係数

第 83 図 世帯主の年齢階級別にみた年間収入五分位階級構成比および年間収入のジニ係数（昭和51年）



資料出所 総理府統計局「家計調査」

- (注) 1) 年間収入の低い世帯から高い世帯を順に並べ、世帯数を5等分し、低い方から順に第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ、第Ⅴ分位とする。
 2) ジニ係数とは、所得分布の不均等度を示す指標で数値が大きいほど不均等であることを示す。

また、家計資産の状況についてみると、住宅については男子55～59歳層の79%が持家となっており、しかもその割合は傾向的に高まってきているが、民営の借家、借間に居住する世帯もなお10%ある。金融資産については、55～59歳層では年間消費支出の2.44倍の貯蓄残高を保有しており、60～64歳層では3.24倍となっている。長期的には、この倍率は若年層ではあまり変化がみられないのに対し、55歳を超える層では高まる傾向にある。貯蓄率についても、50～54歳層で17.6%とやや高くなり、55～59歳層、60～64歳層では2割を超えており、高年齢者世帯ほど貯蓄意欲が強いとみられる。貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」によって年齢別の貯蓄動機の変化をみると、長期的には「住宅のため」、「教育のため」が低下し、「老後のため」のウェイトが高まっている(第84図)。

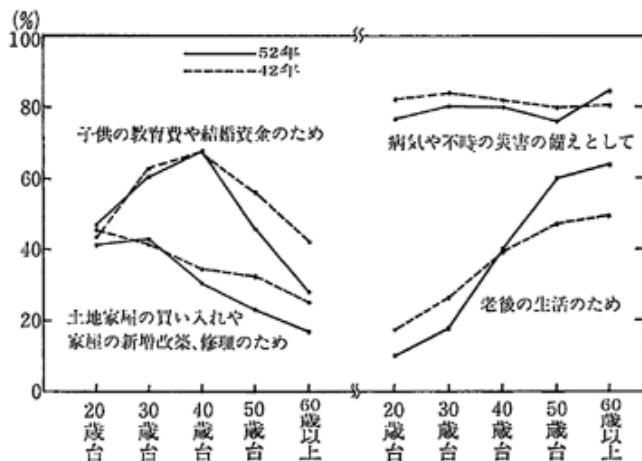
〔5210〕 定年退職者の生活問題の1つは、定年退職後も家計支持者として引き続き就業する者が多いことである。労働省「高年齢労働者雇用実態調査」(51年5月)によって、男子高年齢労働者の扶養人数をみると、55～59歳層では8割を超える労働者が扶養家族を有しており、うち扶養人員が2人以上の者は全体の35%を占めている。また、60～64歳層でも8割が扶養家族を有しており、うち2人以上の者は19%を占めている。

このため、男子高年齢労働者の働く理由として「働かないと生活に困るから」とする者が55～59歳層で80.7%、60～64歳層でも68.7%を占めている。また、鉄鋼労連「定年退職者生活事情調査」(注)では、55～59歳層で定年退職後も働いている者が約7割を占め、そのうちの約4分の3の者は生活のためとしている。他方就業していない者も2割近くいるが、働いていない理由をみると、「適当な仕事がない」(61.9%)、「病気で働けない」(20.2%)など、止むを得ず働いていない場合が多い。

(注) 鉄鋼労連「定年退職者生活事情調査」は、鉄鋼労連加盟各社からの55歳以上65歳までの定年退職者約1万1,300人を対象として51年12月に実施された。調査対象者の約80%は55歳を定年年齢と定めた企業の定年退職者である。

〔5211〕 定年退職後の生活を支える主要なものとして、退職金および公的年金がある。しかし、退職金については後に詳しくみるように実際の支給金額はかなり低いこと、その実質価値の保全が物価上昇により困難なことなどから、定年退職後の生活を支えるものとしては限られている。公的年金とくに厚生年金についてみると、年金の給付水準は国際的にみて遜色のない水準に達しているものの、一般的な定年退職年齢が年金の支給開始年齢よりも早いことなどの問題がある。

第 84 図 貯蓄動機の変化



資料出所 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」

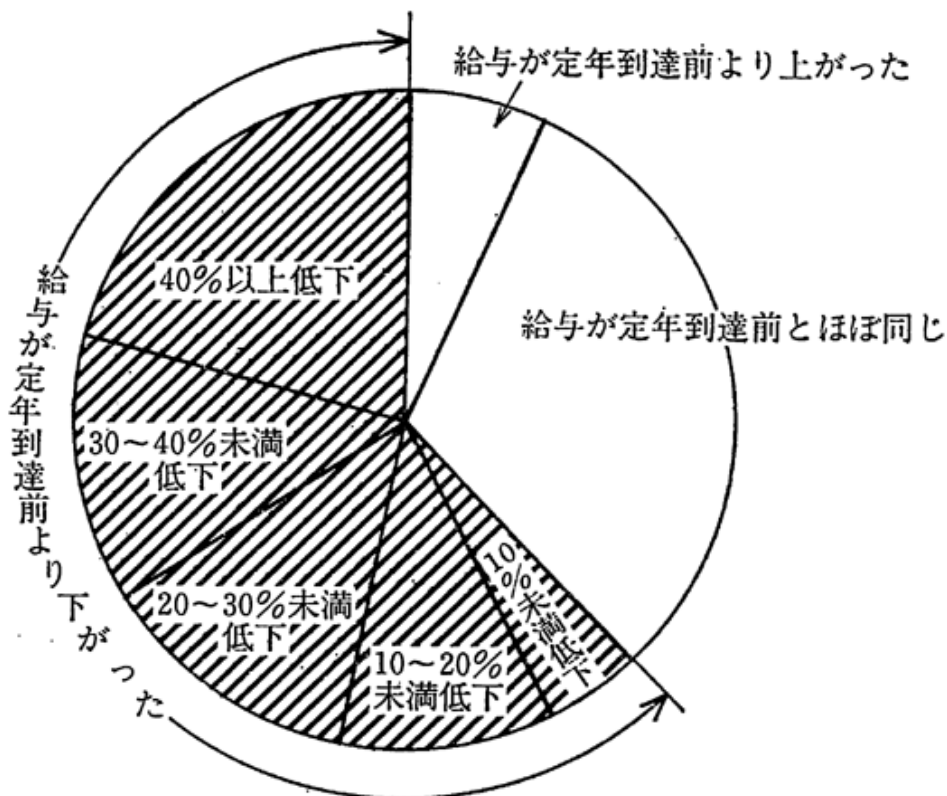
(注) 「貯蓄動機」の回答は多肢選択の中から3つまで選ばれたものである。

〔5212〕 定年退職者の生活の第2の問題は、定年退職前と比べ生活が不安定化することである。定年退職後も引き続き生活のため就業を必要とする者が多いにもかかわらず、企業が適応力に富み賃金が相対的に低い若年労働者を選好する傾向が強く、そのため定年退職者の就職は容易でない。男子55～59歳層の求人倍率は48年の好況期において0.86倍であったが、52年には0.18倍と著しく悪化している。このことは、定年退職者はいったん失業した場合、労働市場に長期間滞留する可能性が強いことを示している。労働省「高年齢労働者雇用実態調査」によると、定年退職の際に困った事項として、「就職はできても賃金が低かった」(71.4%)、「仕事の内容が変わった」(45.9%)と並んで、「しばらく再就職出来なかった」(22.9%)をあげる者も多い。

〔5213〕 再就職できた場合でも就職企業は中小企業が多い。労働省「雇用動向調査」によれば、年齢が高くなるほど上向移動が減少し、下向移動する者が増加するが、特に定年退職者は定年退職前に300人以上規模に在籍していた者の割合が58.4%を占めているが、再就職後の雇用規模も引き続き300人以上規模の企業である者の割合は30%未満である。そして5人以上100人未満規模の企業に再就職する者の割合は50%を占める。また、雇用形態についてみても、臨時・日雇名義となる者の割合は年齢が高いほど高く、55歳以上の労働者についてみると27.2%(51年)を占める(付属統計表第101表)。年齢計でみた場合この割合は13.9%であるから、定年退職者の再就職は臨時・日雇名義での再就職が多いといえよう。鉄鋼労連調査によれば「正規の従業員」42.5%、「嘱託(再雇用)」33.3%、「臨時雇い」11.1%、「日雇い」5.3%、「パートタイマー」2.8%となっている。

第85図 定年経験前後における給与の変化状況

第85図 定年経験前後における給与の変化状況（昭和51年）



資料出所 労働省「高年齢労働者雇用実態調査」

（注） 定年到達後1年以内に再就職できた、または勤務延長、再雇用された者についての給与の変化状況である。

〔5214〕 賃金については、定年退職前と比べ定年退職後は大幅に低下する。定年退職後、1年以内に再就職した者、あるいは勤務延長、再雇用された者について賃金の変動状況を見ると、賃金が低下した者の割合は60%を占めるが、そのうち約半数は30%以上低下している(第85図)。「賃金構造基本統計」(51年)によると、55~59歳層の初給賃金(勤続年数0年の賃金)は50~54歳層の平均賃金の約60%の水準にとどまっており、定年退職者が再就職した場合賃金の低下が大きいことが明らかである。

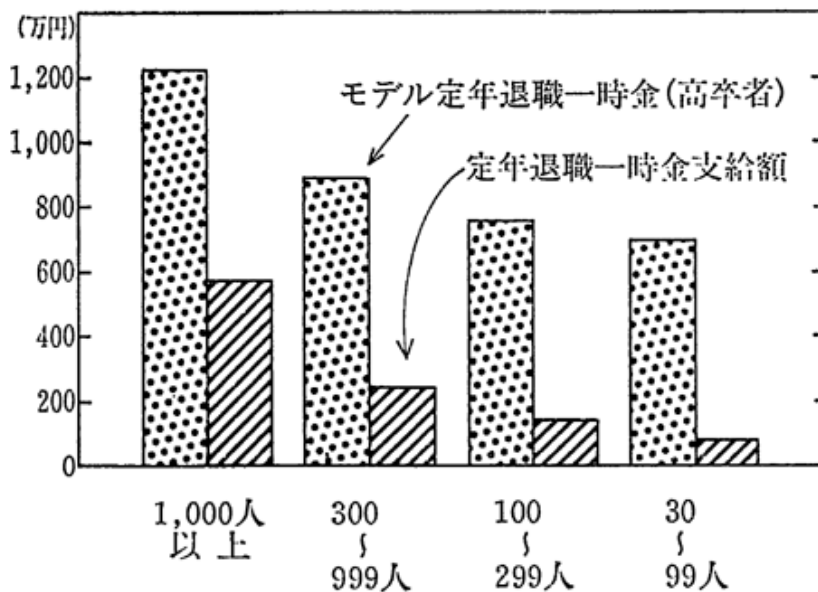
〔5215〕 「退職金制度総合調査」によって退職金制度の現状をみると、50年9月現在で約90%の企業が退職金制度を設けている。その形態は、退職一時金制度をとる企業が多いが、退職年金制度のある企業(退職一時金制度を併用する企業を含む。)も33%に達している。最近の特徴は、退職年金制度が急速に普及していることである。30人以上規模の企業における普及率は、46年の29%から50年には33%へと高まっている。

〔5216〕 普及しつつある退職年金の運用面での特徴のひとつは、大部分が一時金との選択制度を設けており、また、定年退職者の多くが、1)年金の実質価値が保全されないことへの不安、2)住宅の取得や子供の教育などにまとまった出費が必要であること、3)年金より一時金の方が税制上有利なことなどから一時金を選好し、年金を退職時に一時金として受給することである。

もう一つの特徴は、年金受給開始年齢が高齢化していることである。退職年金受給開始年齢を46年と50年について比較すると、55~59歳とする企業の割合が減って(55%から44%へ)、60歳以上とする企業の割合が45%(46年は37%)にまで高まっている。特に大企業でこの傾向が著しい。また、年金受給要件としての勤続年数の長期化がみられ、勤続15年未満とするものが減って、勤続20~24年のものが46年の34%から50年には52%へと高まっている。

第86図 企業規模別定年退職労働者1人当たり退職一時金支給額 (昭和50年)

第86図 企業規模別定年退職労働者1人当たり退職一時金支給額
(昭和50年)



資料出所 労働省「退職金制度総合調査」,「労働者福祉施設制度等調査」

(注) 1) モデル定年退職一時金は退職一時金のみの企業の平均である。

2) 1,000人以上規模の定年退職一時金支給額は, 5,000人以上規模と1,000~4,999人規模の単純平均である。

〔5217〕 50年現在の定年退職者のモデル退職金を企業規模別, 学歴別にみると, 定年退職時の所定内賃金月額^{30~40ヵ月分}に達し, かなりの額になるが, 実際にこれだけの退職金を受け取るケースは少ない。50年に定年退職労働者が実際に受け取った退職一時金は, 1,000人以上規模で571万円, 300~999人規模で232万円, 30~99人規模で76万円であるが, これを高校卒の定年モデル退職金と比較すると, 1,000人以上規模で47%, 300~999人規模で26%, 30~99人規模で11%の水準にすぎない(第86図)。このように小規模企業での支給退職金額が少ないのは, 賃金水準や学歴構成などの差があるほか, 中小企業では中途採用者が多いため, 定年退職者の勤続年数が短いことによるものであろう。

〔5218〕 退職金め使途を「定年到達者調査」(49年)によってみると, 「持家の建築費」(41.2%), 「持家建設の土地購入費」(11.6%)など持家のための費用として使われる場合が多く, また, 「子弟の学費, 子弟の結婚費用」(22.6%)など子供のために使われる場合が多い。また, 「退職後の生活」(52.1%)のためも多くみられる。このような事情は, 鉄鋼労連調査の場合にも同様の結果となっている。退職金の使途の変化をみると, 長期的には, 「子弟のため」はあまり変化がみられないが, 持家比率の向上もあって「持家費用のため」が低下し, 他方「退職後の生活のため」が高まっている。

〔5219〕 このように, 退職金は将来の生活のために使われる割合が増加する傾向にあるが, 石油危機後の物価高騰期には退職金貯蓄の目減りが問題となった。

退職金を将来の生活のために蓄える際には, 社債, 貸付信託などで運用する機会が多いと考えられる。貸付信託(5年もの)の利回りを消費者物価上昇率と対比してみると, 47年頃までは45年を除けば貸付信託利回りが消費者物価上昇率を2~3%上回っており, 目減りはそれほど大きくなかった。しかし, 48年以降は消費者物価が大幅に上昇したことから目減りが大きくなっている。このような貯蓄の目減りは, 退職金貯蓄の場合に限らないが, 定年退職後の生活の重要な拠りどころである退職金の目減りは, 定年退職者の生活を不安にし, ひいては定年退職前の勤労者の生活の安定感をもそこなうといえよう。

〔5220〕 他方, 企業の退職金負担は今後次第に高まっていくとみられる。長期的に1人平均退職金額は増加している。その結果, 企業の退職金支払総額は高度成長期を通じて急速に増加したが, これまでは企業の賃金支払能力が増大したから, 人件費総額に占める退職金の割合はほぼ横ばいで推移した。しかし, 今後退職金負担は企業内労働者の高齢化が進むことから次第に高まるとみられる。それは第1に, 今後定年退職者数が次第に増加するからである。第2に, 定年退職者の平均勤続年数が次第に長期化するからである。これは, 退職金額の算定方法として退職金算定基礎額と支

給率を乗ずる方式が一般的であり、支給率は勤続年数が長くなれば累進的に高まる。第3に、定年退職者のなかで相対的に賃金水準が高く、従って退職金額の多い高学歴者の割合が高まる傾向がみられることである。以上の結果、現在の退職金制度を前提に企業の負担すべき退職金額を試算すると、昭和50～54年を100として55～59年には155へと高まり、その後も次第に高まっていくと考えられる。

〔5221〕 退職金負担の増大から、すでに退職金制度を見直そうとする動きもみられる。1,000人以上規模、資本金5億円以上の企業についてとりまとめた中労委「退職金、定年制および年金事情調査」によれば、「賃金体系とは別に退職金算定基礎給を設けている」とする企業の割合は、46年の2.6%から52年には7.3%へと高まっている。また、そうではない企業についても、賃金増額ないしは昇給との関係で、「自動的に増額」する企業の割合が低下し、「自動的に一部増額」ないしは「労使協議」する企業が増加している。賃上げ額が基礎給にどれだけはね返つたかをみると、この結果、46年には60.0%であったが、52年には51.5%とその割合は低下した。

また、退職金負担の平準化を図るために退職年金制度を導入する企業や、定年年齢前に退職した場合でも定年退職扱いとしたり、あるいは定年退職の場合の退職金よりも支給率を高める等早期退職優遇制度を導入する企業もみられる。

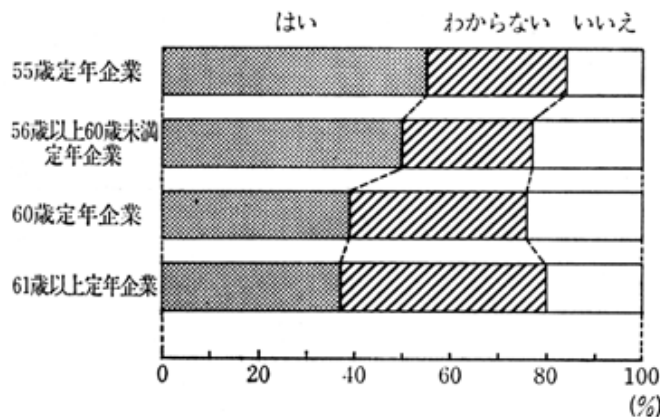
〔5222〕 以上のような定年退職者の生活実態は、定年退職前の労働者にとっても定年退職後の生活への不安を高めている。しかも、今回不況の回復過程で雇用調整が長びいていることもあって、再雇用制度など企業側の定年退職者のための措置は、必ずしも十分には機能しなくなっている。

労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)によれば、定年直前の50～54歳層男子労働者の将来の不安として、定年後の生活不安をあげる者は43%にもものぼっている。これを勤務先企業の定年年齢別にみると、55歳を定年年齢と定めている企業に勤務する労働者の場合は55%であるのに対し、60歳を定年年齢と定めている企業に勤務する労働者の場合は39%と低くなっており、定年年齢が低い企業の労働者ほど将来に対する不安感が大きい(第87図)。そして、50～54歳層男子労働者の46%が定年延長を望んでおり、これに定年制廃止を加えると、この年齢層の労働者の54%が定年年齢の修正を望んでいる。また、今後の職業生活の上で最も望むこと(2つ以内の重複回答)として、この年齢層の労働者は「賃金引上げ」が54%と最も多いが、「定年延長」が34%とこれに次いでおり、そのほか「再就職の機会の確保」(24%)、「適した職への就職機会の確保」(12%)などをあげる者が多い。

第87図 定年後の不安

第 87 図 定 年 後 の 不 安

(男子、50～54歳勤労者、構成比)



資料出所 労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)

(注) 「定年後の見通しに不安がありますか」との質問に対する回答

〔5223〕 労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると、こうした状況を反映して労働組合の定年延長要求提出割合は、46年の16%から52年には28%へと次第に高まる傾向にある。49年には、要求通り妥結が22%、一部変更して妥結が25%にまで高まったが、52年にはそれぞれ11%、14%とやや低下し、妥結しなかったもの、継続交渉となったものの割合はいずれも37%と高く、問題の難しさを示している。同調査によって、企業側の考えている中高年齢層に対する福祉対策をみても、「定年延長以外の方法による雇用期間の延長」(51.4%)が最も多く、「中高年齢層向けの仕事の改善」(28.1%)、「退職金の増額、企業年金制度の新設、充実」(21.5%)が次いでおり、「定年の延長」は8.0%と低い。

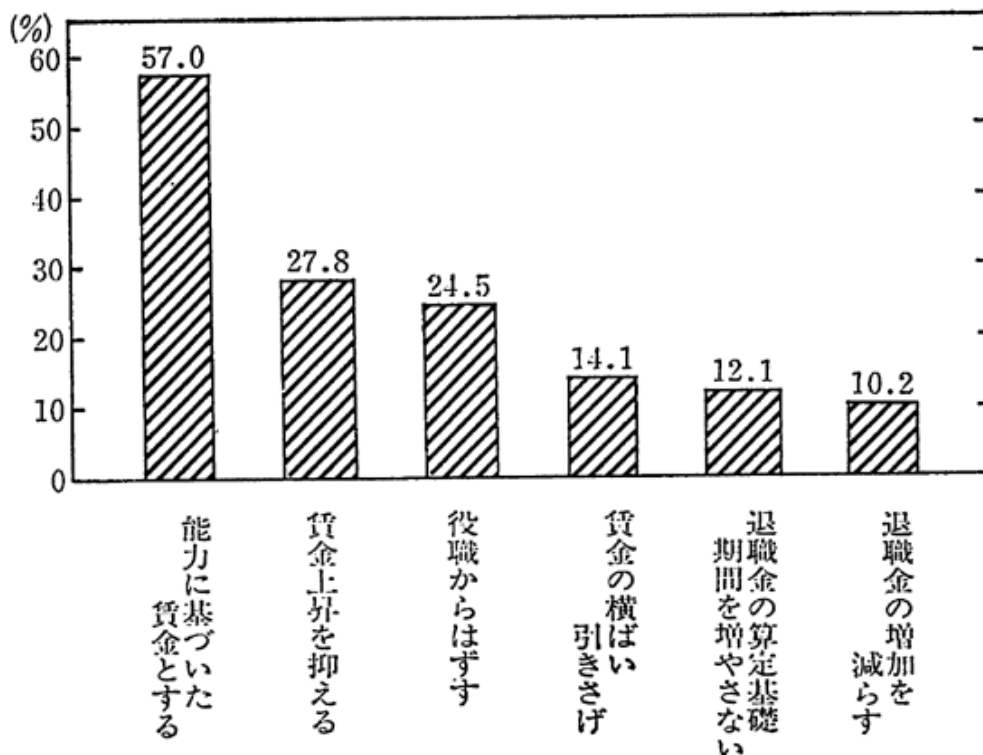
〔5224〕 我が国の定年制度は、これまでの企業における賃金制度、雇用慣行などと深く結びついており、定年年齢の延長はそうした制度、慣行の変更を抜きにしては考えられない。定年延長の阻害要因として、企業は「職務内容や作業環境が高年労働者に適していない」、「人事の停滞や配置転換が円滑にいかない」など人事管理上の問題と、「賃金の年

功給等賃金体系や、退職金制度の見直しが出来ていない」など退職金、賃金支払額の増大をあげている。企業においては、すでに定年延長に関する2つの報告、賃金制度研究会の「定年延長とこれからの賃金制度」(52年11月)および雇用政策調査研究会の「昭和50年代の雇用政策」(50年12月)で提言されているような賃金制度、人事管理システムをふまえ、企業内諸制度、慣行の改善を進め定年延長のための条件を形成する必要がある。

[5225] 定年直前の勤労者の意識をみると、定年延長の実施に際して、これまでの諸制度、慣行等の変化を積極的に受け入れる姿勢がみられる。労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」によれば、定年延長が実施される場合、どのような措置が受け入れられるかを、男子50～54歳層労働者についてみると、「能力に基づいた賃金とする」(57.0%)、「賃金上昇を抑える」(27.8%)、「役職からはずす」(24.5%)をあげる者が多く、定年延長の場合、賃金面あるいは役職面で取扱いが変化するのはやむを得ないという考えがみられる(第88図)。

第88図 定年年齢が延長される場合、受け入れる措置(男子,50～54歳勤労者)

第 88 図 定年年齢が延長される場合，受け入れる措置
(男子，50～54歳勤労者)



資料出所 労働省「勤労者の職業生活に関する意識調査」(52年7月)

(注) 男子50～54歳勤労者のうち、定年年齢が延長される場合にとられる措置として上記項目について「やむを得ない」と思う者の割合

[5226] 賃金制度、人事管理の変更は定年延長を図るための条件となるが、退職金制度についてもそのあり方を見直すことが必要となろう。先にみたように、企業の退職金負担は次第に高まる傾向にあり、企業によってはその負担が一時期に集中することも考えられる。他方、退職金の使途についても、「老後生活のため」とする者の割合が高まっている。定年年齢が延長されるに従い、次第に退職金の役割は変化していくものと思われる。